

## 第1条 (目的等)

1. 本特約は、JCB 等が別途指定する本決済システムに対応する機能を備えた携帯電話（以下「指定携帯電話」という。）を使用する方法による本決済システムの利用方法等を定めるものです。
2. 本特約は、第2条に定めるQUICPay モバイル会員の本決済システム利用について第2条に定めるQUICPay モバイル会員および指定本会員に適用されます。
3. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、JCB 等所定の会員規約（以下「会員規約」という。）およびQUICPay 会員規定（以下「本規定」という。）におけるのと同様の意味を有します。

## 第2条 (QUICPay モバイル会員)

「QUICPay モバイル会員」とは、本規定に定めるQUICPay 会員のうち、本特約を承認の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、JCB 等がこれを承認した方をいいます。

## 第3条 (モバイルID・パスワードの発行)

1. 指定本会員およびQUICPay モバイル会員となろうとする者（以下「QUICPay モバイル入会申込者」という。）は、本規定に定める本入会申し込みの際、JCB 等所定の『QUICPay 入会申込書』に記入し、またはJCB 等が通知もしくは公表する方法に従い、指定携帯電話による本決済システムの利用を申し込むものとします。なお、QUICPay モバイル入会申込者は、自己の使用する携帯電話が指定携帯電話ではないために、本決済システム利用ができない場合でも、第10条に定めるQUICPay モバイル発行手数料が返金されないことにつき承諾します。
2. 当社は、QUICPay モバイル入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPay モバイル会員毎に定められたID（以下「モバイルID」という。）およびパスワード（以下「パスワード」という。）を発行し、指定本会員の届出住所宛に通知します。なお、モバイルIDおよびパスワードは、当社が通知する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という。）内に第5条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
3. 指定本会員およびQUICPay モバイル会員とJCB 等との本特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、JCB 等が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPay モバイル会員に通知された当該モバイルIDおよびパスワードは、当該通知を受けたQUICPay モバイル会員本人以外、使用できません。QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に開示または使用させてはなりません。
5. QUICPay モバイル会員は、第5条に定める会員情報登録を行う以前に、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを紛失した場合には、ただちに、JCB 等所定の方法によりそのむね届け出るものとします。
6. QUICPay モバイル会員が、第4項に違反したことにより、第三者がモバイルIDおよびパスワードを使用して本決済システムを利用した場合、JCB 等は、当該第三者による利用をQUICPay モバイル会員の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はQUICPay モバイル会員本人の負担とします。ただし、モバイルIDおよびパスワード

の紛失、盗難等により、本決済システムが第三者に利用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

#### **第4条（準備事項）**

- 1.QUICPay モバイル会員は、第5条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- 2.QUICPay モバイル会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、JCB等は一切の責任を負いません。また、QUICPay モバイル会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### **第5条（会員情報登録）**

- 1.JCB等は、QUICPay モバイル会員に対し、モバイルIDおよびパスワードを通知することにより、QUICPay モバイル会員の指定携帯電話内に装備されたICチップに、QUICPay モバイル会員名、QUICPayID および有効期限等（以下「モバイル会員情報」という。）を書き込みまたは読み出すためにJCB等所定のアプリケーション（以下「本アプリケーション」という。）をダウンロードし、かつ指定サイト（以下「本サイト」という。以下「本アプリケーション」と「本サイト」を総称して、「本アプリケーション等」という。）を使用（本アプリケーションのダウンロードと総称して、以下「使用等」という。）する等の方法（QUICPay モバイル会員がダウンロードするアプリケーションによっては、本サイトを使用しない場合もあります。）を実施したうえで、当該ICチップにモバイル会員情報を格納（以下「会員情報登録」という。）する権利を許諾します。
- 2.QUICPay モバイル会員は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、JCB等所定の方法により本アプリケーション等の使用等を行い、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを入力する等JCB等所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

#### **第6条（本モバイル）**

- 1.前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本モバイル」といいます。当該会員情報登録の完了により、QUICPay モバイル会員は、本モバイルを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、QUICPay モバイル会員に対しては、本規定に定める本カードは発行、貸与されません。
- 2.QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
- 3.QUICPay モバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、JCB等所定の方法により、そのむね届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。ただし、機種変更によりQUICPay モバイル会

員自らによるあらたな会員情報登録が必要でない場合は、この限りではありません。

4. QUICPay モバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、JCB 等所定の方法によりそのむね届け出るものとします。
5. QUICPay モバイル会員は、本モバイル内に装備された IC チップおよび本アプリケーション等につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集、転載等を行ってはなりません。
6. QUICPay モバイル会員が、第 2 項、第 3 項または第 5 項に違反したことにより、第三者が本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等をして本決済システムを利用した場合、JCB 等は、当該第三者による利用を QUICPay モバイル会員本人の意思に基づく利用と推定し、その利用代金は QUICPay モバイル会員本人の負担とします。ただし、本モバイルの紛失、盗難等により、本決済システムが第三者に利用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

#### **第 7 条 (本モバイルの利用可能な金額)**

本モバイルの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、指定カードについて定められた利用可能枠から差し引かれる利用残高には、QUICPay モバイル会員による本モバイル利用残高も合算されます。

#### **第 8 条 (有効期限)**

1. 本モバイルを使用する方法によって本決済システムを利用することの有効期限（以下「本モバイルの有効期限」という。）は、JCB 等が通知または公表します。
2. JCB 等は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない QUICPay モバイル会員のうち、JCB 等が審査のうえ、引き続き QUICPay モバイル会員として承認する方に対し、本モバイルの有効期限を更新し、JCB 等所定の方法で、そのむねを通知します。
3. 前項の場合、QUICPay モバイル会員は、JCB 等所定の更新登録期間（更新登録期間は JCB 等が通知または公表します。）内に本アプリケーション等の使用等をして、JCB 等所定の操作を行うことにより、本モバイルに会員情報の更新登録を行うものとします。

#### **第 9 条 (モバイル ID およびパスワードの再発行)**

1. JCB 等は、モバイル ID およびパスワードの紛失、会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過による無効または、本モバイルの紛失、盗難、破損もしくは汚損、機種変更により QUICPay モバイル会員による新たな会員情報登録が必要となる等の理由により、QUICPay モバイル会員が希望した場合、JCB 等が審査のうえ、原則としてモバイル ID およびパスワードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合はモバイル ID およびパスワードを発行しない場合があります。
2. 前項の場合、QUICPay モバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイル ID およびパスワードを使用して、第 5 条に準じて会員情報登録を行うものとします。

#### **第 10 条 (QUICPay モバイル発行手数料)**

指定本会員は、入会時、本モバイルの有効期限の更新時または再発行時にそれぞれ、本モバイルにつき、当社が通知または公表する QUICPay モバイル発行手数料（QUICPay モバイル会員のうち、QUICPay 家族会員の分を含みます。）を指定カードで支払うものとします。

#### **第 11 条 (QUICPay モバイル会員退会、QUICPay モバイル会員資格の喪失)**

1. 本特約の QUICPay モバイル会員による QUICPay モバイル会員の退会および同会員資格の喪失は、本規定の定めるところに準じます。また、本モバイル最終使用日より JCB 等が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合についても、同様とします。
2. QUICPay モバイル会員が本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報を削除した場合、または JCB 等が指定する会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過による無効等により、本モバイルによる本決済システムの利用ができない状態となった場合は、当該 QUICPay モバイル会員は QUICPay モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失したものとみなします。なお、本項により QUICPay モバイル会員が QUICPay モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失した場合は、第 8 条または第 9 条の場合を除き、JCB 等はそのむねを当該 QUICPay モバイル会員に通知する義務を負担しないものとします。
3. QUICPay モバイル会員が QUICPay モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失した場合、または本モバイルが無効となった場合、QUICPay モバイル会員は、JCB 等の指示に従い、ただちに、本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を削除するものとします。なお、QUICPay モバイル会員が本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報の削除を行わず、本モバイルにより本決済システムを利用し、または第三者が本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等をして本決済システムを利用した場合、QUICPay モバイル会員は、QUICPay モバイル会員を退会または同会員資格を喪失した後といえども、会員規約、本規定および本特約に基づき、本モバイル利用代金の支払義務を負うものとします。

## **第 12 条 (知的財産権等)**

本アプリケーション等に関する知的財産権等は、JCB 等または JCB 等に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者に帰属します。QUICPay モバイル会員は、本アプリケーション等を、本特約で定められた用途以外に使用することはできません。

## **第 13 条 (免責事項)**

1. JCB 等は、QUICPay モバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPay モバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB 等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
2. JCB 等は、本規定または本特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備された IC チップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPay モバイル会員が本モバイルを使用して本決済システムを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。ただし、本決済システムが利用できない原因が、JCB 等の故意または過失による本アプリケーション等の技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合はこの限りではありません。
3. 携帯電話通信事業者等が提供するサービスにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及んだり、本決済システムを利用することができない場合、QUICPay モバイル

会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

#### 第14条 (適用関係)

本特約に定めのない事項については、すべて本規定および本規定が準用する会員規約を準用するものとします。その場合、「本カード」は「本モバイル」と読み替えます。

#### 〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談は本カードまたは本モバイルをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本カードまたは本モバイルのサービス・入会・退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規定または本特約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等のQUICPay会員等の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
0120-668-500

(TK550000・20120201)

PASPYをご利用いただく際の取り扱いは、各事業者が定める「ICカード乗車券取扱規則」によります。なお、下記の条文は、標準的なものを掲載しているため、各事業者により、一部表現が異なる場合があります。また、一部事業者ではPASPY定期券を取り扱いませんので、必ずご利用される事業者にご確認ください。